

第1回 小田原市人権施策推進委員会 会議録

日 時 平成24年2月3日(金) 午前10時00分～11時59分

会 場 小田原市役所3階・議会全員協議会室

出席者

■委 員：吉田委員長、工藤副委員長、小澤委員、佐藤委員、畠山委員、廣井委員、
二見委員、松木委員、三浦委員

※欠席 → 三宮委員

■市職員：苅谷 人権・男女共同参画課長、菊地 人権・男女共同参画係長、橋本 主査

傍聴者 0人

会議内容

- 1 市長あいさつ：加藤市長あいさつ後、委員及び職員の紹介
(委員は自己紹介、職員は市民部長より紹介)
(紹介後、加藤市長、市民部長、市民部副部長は、退席)

2 議題

(1) 小田原市人権施策推進委員会について

<p>○事務局【苅谷課長】</p>	<p>定刻となりましたので、平成23年度第1回小田原市人権施策推進委員会を開会させていただきます。</p> <p>まず、配付資料の確認をお願いいたします。</p> <p>本日の資料につきましては、「会議次第」を含め11種類となっております。</p> <p>「会議次第」「座席表」「委員名簿」「事務局出席者名簿」「資料1 小田原市人権施策推進委員会設置要綱」「資料2 小田原市人権施策推進委員会の会議の公開に関する要領」「資料3 小田原市人権施策推進指針(概要版)」「小田原市人権施策推進指針の体系<参考>」「小田原市人権施策推進指針(冊子)」「資料4 小田原市における人権施策の取組状況」「今後の委員会スケジュール(案)」でございます。</p> <p>資料に不足等がございましたら、挙手にてお知らせください。</p> <p>また、「委員名簿」について、記載誤りがないか、あわせてご確認願います。</p>
<p>※各自確認</p>	
<p>○事務局【苅谷課長】</p>	<p>特にないようですので、議事に移らせていただきます。</p> <p>それでは、本日の議事に入ってまいります。まだ、正副委員長が選出されておられませんので、選出されるまでの間、年長委員である二見委員に議事進行をお願いしたいと思いますが、このような取り扱いでよろしいでしょうか。</p>

※「結構です」との声あり	
○事務局【苅谷課長】	それでは、正副委員長が選出されるまでの議事進行につきまして、二見委員、よろしくお願いたします。
○仮議長【二見委員】	議題（１）「小田原市人権施策推進委員会について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
○事務局【苅谷課長】	<p>議題（１）の「小田原市人権施策推進委員会について」をご説明させていただきます。</p> <p>はじめに、本委員会の設置要綱について説明いたしますので、お手元の資料１をごらんください。</p> <p>資料１「小田原市人権施策推進委員会設置要綱」でございます。</p> <p>本委員会の設置目的でございますが、第２条に記載のとおり、「人権が尊重される社会の実現に向け、小田原市人権施策推進指針に基づき、本市が展開・実施する各種施策について評価を行い、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るため」設置するものでございます。</p> <p>所掌事務につきましては、第３条に記載のとおり、小田原市人権施策推進指針に基づく具体的施策及び人権施策の推進に必要な事項についてご協議いただくものでございます。</p> <p>第４条は、委員構成の規定でございます。</p> <p>第５条は、委員任期の規定でございます。委員任期につきましては、「委員の決定のあった年度の翌年度の末日まで」ということで、具体的には、平成２５年の３月３１日までとなります。</p> <p>第６条は、委員長及び副委員長の規定でございます。委員長及び副委員長の選出は委員の互選によること、また、委員長と副委員長の職務について規定いたしております。</p> <p>第７条は、会議の規定でございます。委員会の会議は、委員長が招集をし、その議長となること、委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができないこと、委員会の議事については、出席した委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決定によること規定されております。</p> <p>なお、本日の会議におきましては、９名の委員にご出席をいただいておりますので、設置要綱第７条の規定により会議が成立していることを申し添えます。</p> <p>第８条は、関係者の出席等に係る規定でございます。必要に応じて関係者を招き、その意見を聴くことができることなどが定められております。</p> <p>続きまして、本推進委員会の会議の公開についてご説明させていただきます。</p>

	<p>資料2をごらんいただきたいと存じます。</p> <p>資料2「小田原市人権施策推進委員会の会議の公開に関する要領」でございます。</p> <p>小田原市情報公開条例によりまして、審議会等の会議につきましては、法令に特別の定めがある場合や、公開することにより会議の運営が著しく阻害される恐れがある場合等を除いては、原則公開しなければならない決まりになっております。</p> <p>そこで、本委員会の会議を公開するために必要な事項につきまして、資料2の要領のとおり定めるものでございます。</p> <p>要領には、本推進委員会を傍聴しようとする方は、氏名を明らかにして入室すべきこと、また、会議を妨害する者には委員長が退場を命じることができることなどが規定されております。</p> <p>本日のこの会議を含め、以後の本推進委員会の会議につきましては、特に非公開とすべき理由はないものと考えますので、これを公開することをご了承いただきたいと存じます。</p> <p>なお、会議の概要につきましては、会議の速報、また、会議録等を作成いたしまして、ホームページ等により市民に広く情報を提供してまいりたいと考えております。</p> <p>以上で、議題（1）「小田原市人権施策推進委員会について」の説明を終わらせていただきます。</p>
○仮議長【二見委員】	<p>ただいま、事務局から、資料に基づき「小田原市人権施策推進委員会」の概要につきましてご説明をいただきました。</p> <p>議題（1）につきまして、何かご質問等がございましたら、お願いいたします。</p>
※「なし」との声あり	
○仮議長【二見委員】	<p>質問等もないようですので、議題（1）につきましては、これで終わります。</p>

(2) 委員長及び副委員長の選出について

○仮議長【二見委員】	<p>議題（2）「委員長及び副委員長の選出について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
○事務局【苅谷課長】	<p>それでは、議題（2）「委員長及び副委員長の選出について」をご説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料1をごらんください。</p> <p>資料1「小田原市人権施策推進委員会設置要綱」でございます。先ほどのご説明と重複いたしますが、第6条の規定により、委員長及び副委員長は、委員の互選により選出することとなっております。</p> <p>つきましては、委員長及び副委員長の選出について、皆様方をお願い</p>

	<p>するものでございます。</p> <p>なお、本来ですと、まず、委員長を選出していただき、委員長が選出された時点で委員長に、副委員長選出の議事をお願いするところがございますが、副委員長の選出まで仮議長により進行することで進めさせていただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
○仮議長【二見委員】	<p>委員長及び副委員長の選出につきまして、事務局よりご説明いただきました。ただいまの事務局からの説明のように進めさせていただくことでよろしいでしょうか。</p>
※「異議なし」との声あり	
○仮議長【二見委員】	<p>ありがとうございました。</p> <p>ご異議もございませんので、私の方で、正副委員長の選出に係る議事を進めさせていただきます。</p> <p>それでは、まず、委員長の選出につきましてご意見がございましたらお願いいたします。</p>
○廣井委員	<p>委員長に吉田委員を推薦したいと思います。</p> <p>前回の、小田原市の人権指針の策定に係る策定委員会の委員長を務められ、また、学術分野では、「人権と法政策」が専門で、特に、人権の分野において多くの研究活動の実績があります関東学院大学法学部教授の吉田委員が適任かと思います。</p> <p>策定委員会に引き続き、委員長をお願いできればと思います。</p>
○仮議長【二見委員】	<p>ただいま、廣井委員より、「前回の策定委員会に引き続き、吉田委員に委員長をお願いしてはどうか」というご発言がございました。</p> <p>他にご意見ございますか。</p>
※意見なし	
○仮議長【二見委員】	<p>ご意見もございませんので、吉田委員に委員長をお願いするというところでいかがですか。</p>
※拍手あり	
○仮議長【二見委員】	<p>ありがとうございます。ご異議もないようでございますので、委員長は吉田委員に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、副委員長の選出につきましてご意見ございましたら、お願いいたします。</p>
○小澤委員	<p>副委員長につきましては吉田委員と同様に、小田原市の人権指針策定の際、策定委員会の副委員長を務められ、また、県下各市の様々な人権施策について造詣の深い、一般社団法人 神奈川人権センターの工藤委員にお願いしてはどうかと思います。</p>
○仮議長【二見委員】	<p>ただいま小澤委員から、前回の策定委員会においても副委員長を務められた工藤委員に、副委員長をお願いしてはどうかとのご意見がござい</p>

	<p>ました。</p> <p>他にご意見ございますか。</p>
※意見なし	
○仮議長【二見委員】	<p>ご意見もございませんので、工藤委員に副委員長をお願いするという ことでいかがですか。</p>
※拍手あり	
○仮議長【二見委員】	<p>ご異議もないようですので、副委員長については、工藤委員に決定さ せていただきます。</p> <p>正副委員長が決定しましたので、これで仮議長の役目を終わらせてい ただきます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>以後の議事進行につきましては、吉田委員長より、お願いいたします。</p>
○事務局【苅谷課長】	<p>正副委員長が選出されましたので、吉田委員長、工藤副委員長におか れましては、正副委員長席にお移りいただき、ご挨拶を賜りたいと存じ ます。</p>
※座席移動	
○吉田委員長	<p>委員長に選出いただきました吉田でございます。</p> <p>小田原市人権推進指針策定委員会では、皆様に多大な協力をいただき、 指針（案）をとりまとめることができました。今回の委員会では、 具体的な施策の評価ということでございますので、新たに、効果的で建 設的な意見をつけられるように議論していきたいと思えます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
○工藤副委員長	<p>ただいま副委員長に選出いただきました工藤でございます。</p> <p>小田原市人権施策推進指針が策定されてから、県下でもいろいろと動 きがございました。横浜市では、昨年の秋に、人権指針を 10 年ぶりに 改訂いたしまして、小田原市の指針などもかなり参考にされるなどして います。</p> <p>また、平塚市でございますが、今年度から 2 年計画で、平成 25 年 3 月 の策定に向け、人権指針を策定中であります。これは、小田原市の指針 がかなり参考になっているということです。小田原市の人権指針が策定 されて以降、県内でかなり動きがあったということで、小田原市の人権 指針というものは、かなり評価しても良いのではないかと考えておりま す。</p> <p>これから、指針に掲げる取組を、具体的な中身のあるものにしていか なければならないと考えております。</p> <p>今回も、よろしくお願いいたします。</p>

(3) 小田原市人権施策推進指針の概要について

<p>○吉田委員長</p>	<p>それでは、議事を進行いたします。</p> <p>議題（3）「小田原市人権施策推進指針の概要について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>○事務局【苅谷課長】</p>	<p>議題（3）「小田原市人権施策推進指針の概要について」をご説明させていただきます。</p> <p>本日の推進委員会には、指針策定に携わっていただいた方々に多く出席いただいておりますので、よくご承知の方もいらっしゃると思いますが、あらためてご説明させていただきます。</p> <p>恐れ入りますが、お手元の資料3をごらんください。</p> <p>資料3「小田原市人権施策推進指針（概要版）」でございます。</p> <p>説明につきましては、まず、指針策定に至る経過についてご説明させていただきます、続いて、指針内容の順にご説明をさせていただきます。</p> <p>指針策定に至る経過でございますが、小田原市におきまして、「人権指針」を策定しようとする機運が高まってきました平成19・20年度頃は、既に県下の半数近くの市におきまして、「人権施策推進指針」が策定済の状況にございました。</p> <p>そのような中、県下のいくつかの自治体においては、人権全般について「人権政策の推進」、「連絡調整」等を担う『人権』という名称を冠した専門セクション（主管課）を設置されている自治体もございましたが、当時、小田原市におきましては、専門セクションは設置されておりました。</p> <p>そのため、児童虐待をはじめ、女性、高齢者、障がい者等に対する様々な人権問題につきましては、基本的には関係所管課が対応しており、「人権問題に係る総合窓口」につきましては、各種人権団体との連絡・調整の窓口的役割を担っていた福祉健康部・福祉政策課が便宜的に携わっていた状況にございました。</p> <p>しかしながら、昨今、国際化、少子・高齢化、技術革新など時代環境の急速な変化に伴いまして、人権問題はご存知のように、多様化・複雑化するとともに、新たな人権問題も生じるなど、これまでの施策・手法では対応しきれなくなっており、所管部署の連携強化はもとより、人権課題に関わる施策や組織体制の整備が求められておりました。</p> <p>こうした背景から、また、小田原市の「第5次総合計画」（平成23年度からスタート）の策定に併せまして、人権施策の取り組むべき基本的な方向性を明確にする必要性から、「小田原市人権施策推進指針」を策定するに至ったものでございます。</p> <p>資料の終わりにございます「指針策定経過」及び「委員名簿」をごらんください。</p>

指針の策定にあたりましては、外部有識者等（学識経験者・関係団体推薦・公募など）の12名からなる「小田原市人権指針策定委員会」を設置いたしました。

委員長には、関東学院大学の吉田教授を、副委員長には、社団法人、現在は、法人格が変わり、一般社団法人となつてございますが、神奈川県人権センターの工藤常務理事に就任いただき、平成21年10月から平成22年11月まで、約1年の間に7回の委員会を設けまして、途中、パブリックコメントも交えながら、指針（案）をまとめていただきました。翌12月に、正副委員長から市長へ指針（案）が提出され、その後、庁内での調整、議会への報告などを経て、平成23年3月に策定に至ったものでございます。

限られた時間の中、いろいろとご参画・ご尽力いただきました皆様に、この場をお借りいたしまして改めて感謝申し上げます。

指針策定済の自治体におきましては、「人権懇話会」等の名称を用いて、懇話会を設置するなど、複数年をかけて指針の策定をされていたところが多いようですが、小田原市におきましては、平成21年度に指針策定に係る予算が計上されたことを受け指針策定に着手いたしました。平成23年度からはじまる新総合計画の策定に併せながら、平成22年度中に策定を完了という時間的制約のもとで策定したものでございます。

次に、資料3「小田原市人権施策推進指針（概要版）」をもとに指針内容についてご説明させていただきます。

概要版につきましては、「1 人権施策推進指針策定の背景と趣旨」、「2 基本理念」、「3 基本目標」、「4 人権施策の推進に向けて」、「5 分野別施策の推進」、「6 小田原市の人権施策推進における課題」、「《参考資料》」という構成になってございます。

「人権」というものが、普遍的なものであり、また、策定したのも「計画」ではなく「指針」であることから、内容的には、先進他都市さんの内容に追随するものではありませんが、その中で、特徴的なところを中心にご説明させていただきます、

最初に、「1 人権施策推進指針策定の背景と趣旨」でございます。

この概要版の記述につきましては、一般的なものとなっております。

「小田原市人権施策推進指針（冊子）」では、「人権施策推進指針の策定にあたって」とし、その中で、「指針策定の趣旨」、「指針の位置づけ」、「指針策定の背景（世界の動き・国内の動き・小田原市の取組）」の記述がございしますが、その中で、「小田原市の取組」については、A4・1ページほどのスペースを割いております。

これは、『人権』は普遍のものであり、自治体ごとに異なるのはおかしいものであるにしても、小田原市が指針を策定するからには小田原の特性を踏まえるのが当然であり、この小田原らしさが打ち出せるのは、『前文』『背景説明』『個別事業』が主になる」との策定委員会からの意見を受けてのものでございます。

策定委員会では、「小田原の特性」として、「自治会組織をはじめした地域組織がしっかりしている」、「小田原は、昭和 20 年 8 月 15 日の早晩に爆撃を受け、本来助かるべき命が失われた経験を持つ」、「箱根・湯河原・真鶴を踏まえ、国外・国内の多くの観光客が訪れる」といった意見が出されたほか、『人権』権ばかりでなく、自然とともに生きる地域環境の形成下での人権施策の推進という新しい切り口ができないか」といったご意見もございました。

これらの意見を踏まえ、策定委員からは、常に「小田原らしさ」をどこに見出すかということがテーマとされておりました。

次に、「2 基本理念」でございます。

「基本理念」につきましては、「小田原市の取組」における過去からのまちづくりの取組というものを紹介しつつ、「基本理念」では、それを踏まえ、「基本理念」の下に説明文を配しております。

「基本理念」については、委員会での「人権とは、誰もが人として大切にされること」とするベースの意見に、市の新総合計画における「人権」関係の位置づけも踏まえ設定した経過がございます。

また、説明文の中では、先ほどの、「地域」、「平和」、「環境」といったキーワードを極力生かす形で組み立てております。

次に、「3 基本目標」でございます。

「基本目標」につきましては、資料に記載のとおり、「1 人権尊重の視点に基づいた市政の推進」、「2 参加と協働による人権施策の推進」、「3 人権意識・人権感覚の向上」の三つを位置づけております。

次に、「4 人権施策の推進に向けて」でございます。

「人権施策の推進に向けて」では、「基本目標」の実現に向け、取り組んでいくものとして、資料の右側にありますように、①人権教育・啓発の推進、②相談・支援の充実、③市民団体や関係諸機関との連携一を掲げております。

なお、「人権」につきましては、職員も含め、比較的、多くの方々が「難しいもの」と捉えがちでございます。それを踏まえ、少しでも「身近なもの」として認識していただけるよう、「人権施策を推進する上で留意する六つの視点」を設けてございます。

「1 人権問題を他人ごとでなく自分の問題として考える」、

「2 人権問題は現象面だけでなく周辺の要因も含め総合的に考える」、「3 あらゆる立場の人々の視点で考える」、「4 人権に係る国内外の取組の動向を把握する」、「5 社会情勢の変化と人権問題の関わりを考える」、「6 従来の枠組みにとらわれずに施策等を点検する」—ということになっております。

次に、「5 分野別施策の推進」でございます。

「分野別施策の推進」につきましては、様々な分野の人権について、分野ごとに「主要施策の方向」を掲げてございます。

「小田原市人権施策推進指針（本書）」におきましては、分野ごとに「現状と課題」と「主要施策の方向」で構成されておりますが、概要版では、「主要施策の方向」のみの記載となっております。

分野別課題につきましては、策定済の自治体ごとに掲げる分野が異なっているところですが、小田原市では、資料に記載のとおり全 11 分野を掲げてございます。

「分野別課題と主要施策の方向」について、策定委員会での内容を一部、ご紹介したいと思います。

「外国籍市民」についてですが、当初、「災害への対応」の記載はなかったのですが、委員からの指摘を受け、「避難、救援などの情報が的確に伝達できるような方策を検討するとともに、訓練の実施や啓発に努める」と明示いたしております。

小田原市における外国籍市民の人口は、平成 22 年 10 月 1 日現在で 1,926 人、全人口に占める割合は 0.97%と県内の他都市に比較して、まだまだ低い割合にございます。そのため、これまでは、国際交流的な分野はともかくとして、外国籍住民支援といった視点は、あまりはっきりとした認識はないような状況にございました。

そのような中、3 月 11 日に、東日本大震災が発災したわけでございます。小田原市は、海岸に接しておりますので津波も懸念されます。また、小田原駅は鉄道五社が乗り入れておりますが、3 月 11 日の地震の際には、JR、小田急線が不通となりまして、500 人もの滞留者（日本人含めての人数）が最寄りの中学校へ避難誘導されるなどしており、国際的な観光地の玄関口としても、外国籍住民支援というものは大きな課題であると受け止めております。

次に、「犯罪被害者等」でございます。策定委員会の委員には、保護司の方もいらっしゃいまして、また、小田原には、「少年院」や「拘置支所」があることなどから、「犯罪被害者」だけでなく、「刑を終えて出所した人やその家族に対する人権」も論点となりました。そのようなことから分野別課題の名称も「犯罪被害者等」となっております。

「さまざまな人権課題」については、「性的マイノリティ」、「婚外子」、

「先住民族（アイヌの人々）」に加えまして、「就労者の人権」、「複合差別」なども掲げております。

また、分野別人権課題の頭出しをする中で、委員から出された「プライバシー権」、「知る権利」、「環境権」、「平和的生存権」などについては、分野別課題としての位置づけは難しいものの、何かしらの記載はしたいという委員会の意向もございまして、「小田原市人権施策推進指針（冊子）」の「現状と課題」の中で若干触れてございます。

また、「さまざまな人権課題」における「主要施策の方向」は、他のさまざまな人権課題に共通する形となっており、「新型インフルエンザ」や「放射能危機」に係る偏見や差別など、社会の変化とともに浮上する新たな人権問題に対する取組については、ここの記述を踏まえ、対応するつくりとなっています。

最後に、「6 小田原市の人権施策推進における課題」でございまして。

「小田原市の人権施策推進における課題」につきましては、大きく三つの具体策を提示いたしてございます。

一つ目は、「庁内推進体制の整備」です。

このうち、「組織体制の見直し」につきましては、本年度（平成 23 年 4 月）、人権に関する総合窓口として、新たに、市民部に人権・男女共同参画課が設置されました。人権施策を推進していくための組織体制につきましても課題は多くございますが、今後、専門セクションの設置のみにとどまらず、さらに効果的・効率的な運営体制について検討していく必要があると認識しております。

次に、「職員への人権研修」ですが、これまでも階層別、職域別、テーマ別に研修をしてまいりましたが、効果的かつ継続的に研修を進めていくためには、研修方法を見直すなど実践的な研修にしていくことが必要と考えております。

次に、「人権情報の収集と活用」ですが、新しい課題に適切に対応していくためにも、人権課題に対して常にアンテナを高くするとともに、収集した情報については、これからの人権施策に反映すべく対応していく必要がございます。

二つ目は、「第三者評価機関の設置」でございまして。

「第三者評価機関」と謳ってはおりますが、外部有識者等から評価・提言をいただくという位置づけで、今年度、本推進委員会、「小田原市人権施策推進委員会」を設置させていただいたところでございます。

具体策の三つ目は、「人権施策推進指針の見直し」でございまして。

人権課題はここ数年、新たな展開を迎え、新たな課題が続出してございます。指針の内容につきましては、時代に応じて適切に対応していくため、必要に応じて指針の内容について見直しを行うことについ

	<p>て位置づけたものでございます。</p> <p>「指針」の内容の詳細につきましては、別添の「小田原市人権施策推進指針（冊子版）」でご確認いただければと思います。</p> <p>以上で、議題（３）「小田原市人権施策推進指針の概要について」の説明を終わらせていただきます。</p>
○吉田委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局より、資料3に基づき、「小田原市人権施策推進指針」の概要につきましてご説明いただきました。</p> <p>この件につきまして、ご質問等はございますか。</p>
○事務局【橋本主査】	<p>2点ほど、補足説明させていただきます。</p> <p>先ほど、「犯罪被害者等」ということで、策定委員会の中には保護司の方がいらしたとの説明がございました。</p> <p>当時は、小田原地区保護司会の志村委員にご参画いただいております。</p> <p>策定委員会におきましては委員数が12名ということでしたが、今回は委員数が2名減となる10名となっております。この2名減をどのように調整するかということにつきましては、今年度、人権・男女共同参画課が新設されたことに伴い、その所管事務に、更生保護と外国籍住民支援の分野が移管されましたことから、これらの分野につきましては、事務局として個別に連携を図っているということで、事務局側で関わりの深い分野を、今回の選出分野からは外したような形になってございますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。</p> <p>もう1点は、「委員名簿」における表記でございます。</p> <p>吉田委員長の「吉」の字は、「土」に「口」と書くのが正しい表記でございます。また、廣井委員の「廣」の字は、正しい字を、パソコン上で表示できませんので、便宜上、資料記載の表記をもって扱わせていただいております。あらかじめご承知おきいただきたいと思います。</p>
○吉田委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に何かございますか。</p>
※質疑なし	
○吉田委員長	<p>それでは、ご質疑等もございませんので、議題（３）につきましては、これで終わります。</p>

（４）小田原市における人権施策の取組状況について

○吉田委員長	<p>次に、議題（４）「小田原市における人権施策の取組状況について」を議題といたします。</p> <p>事務局から、説明をお願いいたします。</p>
○事務局【苅谷課長】	<p>議題（４）「小田原市における人権施策の取組状況について」をご説</p>

明させていただきます。

お手元の資料4をごらんください。

資料4「小田原市における人権施策の取組状況について」でございます。

この資料は、小田原市の人権に関わる事業の取組状況について、事業または取組単位をもって表組にしたものでございます。

事務局では、今回の推進委員会におきまして、委員の皆様に対し、本市の現状の取組状況を説明する必要がございますことから、全庁的に調査を行い、その結果をまとめたものでございます。

資料作成にあたりましては、全庁に「人権に関わる施策等」ということで調査を行ったわけですが、「人権に関わる施策等」という言葉自体が抽象的であり、各所管課からの回答にバラツキが見られることが想定されました。

そのため、過去に、指針策定委員会で提出した資料、また、神奈川県で作成された資料（県が、「かながわ人権施策推進指針」に基づき、県の事業等を指針の体系ごと分類したもの）を添付した上、これら資料における記載レベルを参考に、それぞれの所管の事業等について、小田原市人権施策推進指針の体系に基づき分類いただいたものをまとめたものでございます。

お手元に「《参考》」として配付しております資料『小田原市人権施策推進指針』の体系」という、A4・2枚・ホッチキス留めの資料を併せてごらんいただきたいと存じます。

『小田原市人権施策推進指針』の体系」でございます。

「小田原市人権施策推進指針」の構成要素に、「人権教育・啓発の推進（Ⅲ－1）」、「相談・支援の充実（Ⅲ－2）」、「市民団体や関係諸機関との連携（Ⅲ－3）」、「分野別施策の推進（Ⅳ）」がございまして。

それぞれの構成要素ごとに、さらなる分類がされておきまして、「人権教育・啓発の推進（Ⅲ－1）」では、さらに「（1）学校教育において」、「（2）社会教育において」、「（3）市民啓発において」、「（4）特定職業従事者に対して」の四つに分類されております。

また、「分野別施策の推進（Ⅳ）」では、「1 女性の人権」から「11 さまざまな人権問題」までの11に分類され、さらに、「1 女性の人権」の中でも、「主要施策の方向」として、「1 女性に対するあらゆる暴力の根絶と意識啓発の充実」から「6 推進体制の整備」に分類されております。

この「指針の体系」に基づき、小田原市における人権に関わりの深い事業や取組を分類したものが資料4でございます。

なお、資料には、指針体系に基づき分類した事業等について、「名称」、

「概要」、「平成 23 年度実績（平成 23 年 11 月 30 日現在）及び予定」、「平成 22 年度実績」などを記載いたしてございます。

事業等によっては、「相談・支援の充実（Ⅲ－２）」と「分野別施策の推進（Ⅳ）」にといったように、同じ事業等について、それぞれに記載しているものもございます。こちらにつきましては、その事業等の捉え方といたしますか、抽出する「切り口」により、どちらにも該当する場合は、それぞれに記載いたしておりますので、あらかじめご承知いただければと思います。

また、「このような事業等は実施していないのか」「このような事業をやっていると思うが」といったご意見もあろうかと思えます。網羅しきれていない部分もあろうかと思えますが、あらかじめご承知おきいただければと存じます。

本日、「小田原市における人権施策の取組状況について」ということで、委員の皆様へ資料を配付いたしております。

事務局である人権・男女共同参画課の方では、とりまとめ作業を行いました。それぞれ記載されている事業等の詳細については、分野等も多岐にわたるため、なかなか把握がしきれない面もございます。

しかしながら、「資料を配付しているものの、詳細は分からない」ということでは、皆様の方でも状況がつかみにくいと思えますので、指針策定後の状況について、人権・男女共同参画課からの全体的な所感ということで、若干、お話させていただきます。

まず、「人権・男女共同参画課の設置」でございます。

平成 23 年 3 月の「小田原市人権施策推進指針」の策定を受けまして、平成 23 年 4 月 1 日付の組織・機構改革に伴い、市における「人権」に関わりの深い事務事業等が集約され、市民部に、小田原市の人権行政の総合窓口となる「人権・男女共同参画課」が新設されました。

これにより、市民をはじめとして、対外的には、市における人権の総合窓口が明確化されるとともに、市役所内におきましても、人権に係る所管課がはっきりしたことで、職員の認識も高まり、人権施策の総合的な推進が図りやすくなっております。

また、専門セクションができたことで、これまで関係所管課が有していた人権情報が集約しやすくなったという面もございます。

また、DVに係る事務事業などにおいては、これまで、「相談・支援」と「啓発」の所管課が別々でございました。「相談・支援」につきましては、福祉部子育て政策課が、「啓発」につきましては、市民部地域政策課がそれぞれ所管しておりました。これが一元化されたことにより、より実情を踏まえた啓発の展開につながるなど、相乗効果も見られるようになっております。

	<p>次に「職員の意識向上」でございます。</p> <p>「人権」に関するガイドラインとして、「小田原市人権施策」が策定され、また、「人権・男女共同参画課」の新設に伴い、「人権」に対する職員の意識向上、職員間の意識共有が促進されるなど、指針策定前に比べ、体系的な人権施策の推進が図れるようになってきました。</p> <p>次に、「さまざまな人権問題への対応」でございます。</p> <p>指針策定以前は、各人権課題に対し、それぞれの関係所管課が対応しておりましたので、人権課題によっては、所管課がはっきりせず、そのままになってしまうなど、対応できない状況にありました。</p> <p>この度、人権全般を担当する専門セクションが設置されたことによりまして、関係所管課同士の連携が促進されるようになるなどしております。</p> <p>簡単ではございますが、「小田原市人権施策推進指針の策定」及び「人権・男女共同参画課の新設」に伴う、担当所管課からの所感ということで、お話をさせていただきました。</p> <p>以上で、議題（４）「小田原市における人権施策の取組状況について」に係る事務局からの説明を終わりにさせていただきます。</p>
<p>○吉田委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局より、資料3及び資料4に基づき、平成23年度の取組状況を中心といたしまして、小田原市における人権施策の取組状況について説明をいただきました。</p> <p>また、人権・男女共同参画課の設置についてのお話もございました。窓口が一元化されるなどして、人権施策の総合的な推進が図りやすくなった。それから、情報収集の集約が容易になったという良い点ですとか、あるいは、DV対策の関係では、「相談・支援」と「啓発」の窓口が一本化されたというお話もございました。</p> <p>これらにつきまして、ご質問等ございますか。</p>
<p>○工藤副委員長</p>	<p>今、資料をいろいろと拝見させていただきました。</p> <p>人権・男女共同参画課が新設され、そろそろ1年が経過しようとしておりますが、課長がお話されたように、成果というものは結構あるのではないかと考えております。総合窓口としてきちんと機能しているのではないかと思います。</p> <p>ただ、資料4を見ると、人権・男女共同参画課の方で、かなりの事務事業を実施されているようにも思いますが、その辺については、もう少し検討の余地があるのかなと思います。</p> <p>特に、人権担当窓口というのは、全庁的に人権政策を横につなげていく、人権の視点で各部局の政策を見直す、そして提言していくような立場であると思います。</p>

	<p>すべてをやるというのは大変なことだと思いますので、いわばコントロールタワーとして機能化していき、それぞれのセクションにつなげていって、ある面では指導・連携していくというのが役割だと思います。</p> <p>この関係で一つお伺いしたいのですが、資料に記載の業務等をどのくらいの人員で対応されているのかをお聞かせいただければと思います。</p> <p>それから、これらの業務をやり切れているのかどうかについてもお聞かせいただければと思います。</p>
<p>○事務局【苅谷課長】</p>	<p>人権・男女共同参画課の人員につきましては、総勢6名となっております。</p> <p>内訳でございますが、人権・男女共同参画課における正規職員は、課長1名、係長1名、主査1名の3名となっております。</p> <p>この他に、非常勤職員が2名と臨時職員1名がおりまして、嘱託員の内訳といたしましては、婦人相談員が1名、男女共同参画推進嘱託員が1名でございます。</p> <p>ただいま工藤副委員長からもお話がございましたが、総括的な部署という意味では、人類的に少ないのかなとも感じております。</p> <p>男女共同参画以外にも、女性相談、外国籍住民支援、人権啓発、更生保護なども所管するようになっていきます。</p> <p>正規職員3名は、以前にもこれらの一部業務に従事した経験もございますが、3名で対応というのは結構厳しく、人事サイドに対し、人員要望をしているところでございます。</p>
<p>○事務局【橋本主査】</p>	<p>人権・男女共同参画課が所管している事務事業等でございますが、課の新設に伴い、7課から人権に関わりの深い事務事業が移管されてきております。</p> <p>福祉政策課から人権関係（指針策定など）や同和对策の関係が、地域政策課から男女共同参画やDV啓発の関係が、子育て政策課からDVの相談・支援の関係が、文化政策課から外国人住民支援の関係が、生涯学習政策課から人権啓発（市民啓発）の関係が、暮らし安全課から人権擁護委員の関係が、青少年課から更生保護の関係が、それぞれ移管されてきております。</p> <p>県内他市では、比較的、外国籍住民支援や更生保護の関係は、国際交流的な所管や福祉の所管などで対応されているようなところが多い状況でございますが、小田原市では、人権・男女共同参画課の所管となっております。</p> <p>また、一つの課ができるということで、庶務的な事務も新たに発生いたしております。</p>

	<p>人権指針の策定に伴い、ただいまお話させていただきました事務事業が新設された人権・男女共同参画課に集約されたといった状況でございます。</p> <p>以上です。</p>
○工藤副委員長	<p>事務量から考えると大変ですね。これでは職員がパンクしてしまいますよ。</p> <p>DV関係だけでも、本当はかなりの人数が必要になりますので、これだけの職員では対応しきれないと思います。</p> <p>市長も冒頭におっしゃっていたように、「人権」は大事だということの思いもあるようですので、ここでやりきるなら、もっと人員を増やさないととても無理だと思います。</p> <p>もし、現状の人員でやるとしたら、機能化して、もう少し庁内で見直して、それぞれのセクションに割り振るようなことをしないとパンクしますよ。本当は、もうパンクしてしまっているかもしれないけど、その辺は要望しておきたいと思います。</p>
○事務局【荻谷課長】	<p>若干、補足させていただきます。</p> <p>従来7課で有していた人権に関わりの深い事務事業が人権・男女共同参画課に集約されてきたわけですが、従来の業務量や対応人員からしましても人員は少ない状況にありますので、人事サイドに対しまして人員要求を行っているところではございます。</p>
○吉田委員長	<p>事務局の人事配置についても課題がございますね。</p> <p>さて、本推進委員会は、年2回の開催を予定しているとのことですが、どのように進めていくのかということも非常に難しいところがございます。ここで、推進委員会の進め方について、あらかじめ協議しておくことが良いのではないかと思いますので、ご協議いただければと思います。</p> <p>本推進委員会の設置要綱につきましては、資料1に基づき説明がございました。人権が尊重される社会の実現に向け、小田原市人権施策推進指針に基づき、小田原市が展開・実施する各種施策について評価を行い、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、指針に基づく具体的施策や施策推進に必要な事項について協議するということになっております。</p> <p>膨大な資料が出てきているわけですが、どのようにこれを扱うか、また、進めていくのかということについてスケジュールを立てる必要がございます。そこで、事務局の方で、スケジュール（案）についてご説明いただきまして、それから協議に入ろうと思います。</p>
○事務局【荻谷課長】	<p>それでは、お手元の資料「今後の委員会スケジュール（案）」をごらんいただきたいと存じます。</p>

	<p>平成 23 年 3 月末に指針が策定され、4 月 1 日に人権・男女共同参画課が新設されました。</p> <p>そこで、本日の委員会以降のスケジュールということで説明させていただきます。今後の予定につきましては、本日の委員会及び後日送付させていただきます様式により委員の皆様からいただきます意見・要望につきまして関係所管課に照会をかけ、3 月中旬を目途に所管課からの回答をとりまとめる予定でございます。3 月下旬の第 2 回推進委員会では、照会・回答の結果について委員の皆様にご報告をし、再度ご意見をいただくとともに、来年度以降に向けた取組について、委員会としての意見集約をいただけたらと思っております</p> <p>来年度につきましては、2 回の委員会開催（11 月末と年度末）を考えてございます。本年度同様、第 1 回目の委員会では取組状況の報告を行い、委員の皆様のご意見をいただく、第 2 回目は、委員からの意見について、本年度と同様に所管課に照会し、回答結果についてご報告するというように考えております。</p> <p>基本的には、このような形で進めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。</p>
○吉田委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明につきまして、質問や意見はございますか。</p>
○畠山委員	<p>先ほどの、人権・男女共同参画課の業務量のことにも絡んでくるのですが、これだけ横断的に、いろいろな所管課や組織に関連した形で、人権に係る事務事業があつて、いろいろやっているとのことですが、これに係る庁内連絡会議のようなものは設けられているのですか。</p>
○事務局【苅谷課長】	<p>「人権施策推進のための庁内連絡会」というものは設けてございます。庁内の関係所管課で組織してございまして、先ほど説明させていただきました 11 分野関係を中心として、関係する所管課の課長により構成している連絡会でございます。</p>
○畠山委員	<p>連絡会は、何回ぐらい開催されているのですか。</p>
○事務局【苅谷課長】	<p>年に 1 回程度の開催でございます。指針策定に伴い設置いたしましたが、これまでに 3、4 回程度しか開催しておりません。</p>
○畠山委員	<p>そういった連絡会を、年に何回か開催したらいいのではないですか。</p> <p>人権専門セクションができたというのは良いのだけれども、他の人権に関わる所管課は、それは福祉分野でも何でも、「『人権』の関係は人権・男女共同参画課にまかせておけばいいのではないか」となってしまうので、連絡会議みたいなものを開催して、横串を刺して、統一的にコントロールするといった組織にしていかないと、「人権・男女共同参画課にまかせておけばいいや」となってしまうので、それはやった方が良くと思います。</p>

	<p>それから、全部、人権・男女共同参画課で相談を受けるというわけにはいかないでしょ。高齢者関係、外国籍市民関係、病院関係と、それぞれの専門セクションがあって、そこで専門的なことを聞きながらでないといけないわけだね。全ての相談が、人権・男女共同参画課にきても困ってしまう。</p> <p>例えば、消費生活などの関係では、それをカードにしているんだね。相談事案を全部カード化して蓄積する。そうすると、それぞれの相談から得られる教訓みたいなものが出てくると思うので、それを各課に戻して、「少なくとも、こういうことはやってくれ」と、いろいろ蓄積していけば、いろいろなものが出てくると思います。それは、「人権・男女共同参画課におまかせ」ではなくて、そういうことをやるのが、人権セクションの一番大事な部分であると思います。</p> <p>DVDや書籍などを購入して回すのも良いのだけれども、啓発ばかりではなく、私は、そういうことが一番大事なことではないかなと思いますので、そういうことをやっていただければと思います。</p> <p>この「今後の委員会スケジュール（案）」にもありますが、「これをこうやっています」というよりも、そういった、活きたものを見たいと私は思います。</p>
<p>○事務局【荻谷課長】</p>	<p>最初の庁内連絡会の件ですが、先ほども申しあげましたように、必要に応じて開催するという事になっております。</p> <p>策定委員会設置時には、必要に応じて開催し、これは、特定の所管課だけではなく、人権施策ということで、全庁的なものとして開催し、各委員からのご意見について、あるいは策定委員会の進捗状況についてご報告させていただいたというふうに聞いております。</p> <p>今回、推進委員会が設置されましたので、こちらで出された意見につきましては全庁的に周知をしていかなければいけないということで、最低でも年に1回以上は開催しなければいけないということは認識しております。</p> <p>それから、後段部分のご意見につきましては、最もなお話だと思えます。人権・男女共同参画課といたしましては、全庁的に、人権施策をコントロールしていく必要があると思います。</p> <p>従来から、各分野の施策の分野、例えば、高齢者、障がい者などについては、それぞれの所管課において相談等の対応をいたしております。今後も、そのような形で対応していきますが、ただいま島山委員がお話になられたことにつきましては、今後、内部でも検討いたしまして、取り組んでまいりたいと考えております。貴重な意見をありがとうございました。</p>
<p>○事務局【橋本主査】</p>	<p>ただいまの庁内連絡会の件につきまして、必要に応じて開催という</p>

	<p>ことですが、「人権」の分野も多岐に渡りますので、全体的なところということでは、前回、指針が策定された時に、また、今回、推進委員会における皆様からのご意見をフィードバックするというような形で、庁内連絡会の場などを有効に活用してまいりたいと思っております。</p> <p>次に、相談の関係でございますが、高齢介護課には高齢者からの相談が持ち込まれるなど、それぞれの担当セクションにおいて対応がなされています。しかしながら、高齢者の日常における相談が、人権相談でもあるということについて、線が引きにくいところもございまして、実際に、人権・男女共同参画課の方に「人権のことで」ということで相談に見えられる方というのは、実は、あまりいらっしゃいません。先ほど、コントロールタワーというお話もございましたが、神奈川県の方で作成された「人権相談窓口一覧」という冊子などを参考にいたしまして、適切な相談窓口を紹介するといった対応に終始しているような状況でございます。</p> <p>特に、高齢者の関係、障がい者の関係となりますと、これだけのメンバーでそれぞれの各種制度等に精通できるわけではございませんので、人権・男女共同参画課では、そこをうまくつないでいくという役割を担うなどしております。</p> <p>ただ、そういたしますと、各関係所管課が実施しております事務事業につきまして、いかに「人権」という視点で捉えていただくかということについては、個々の窓口の職員の意識を向上させていくのが、一番の近道ではないかと思っておりますので、その辺は、庁内研修などを通じ、まずは、現場の職員の認識を高めていくというところで、取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>今回の資料4を作成するための調査一つにつきましても、実際には、もっと人権に関わりのある事業というものも出てくるはずですが、「これは、人権に関係するの」とあらためて考えてしまうと、そこで「これはそうかな」「これは違うかな」というように、各所管課も困惑しているというような状況です。</p> <p>考え方によっては、「市役所の業務全体が、どれも人権に関わる」と言っても過言ではないと思っておりますので、いかに職員の認識を高めていくかということについて努力していきたいと思っておりますのでございます。</p>
<p>○吉田委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>行政はどれも憲法を順守しますし、人権保障を実現する義務を公務員はすべて負っておりますので、誰もが人権に関わっているのですが、「人権」という形では来ないんですね。具体的な事案としてまいりま</p>

	<p>すので、それをどのように、人権・男女共同参画課がコーディネートされるのかというところだと思います。</p> <p>当面、我々の方といたしましては、資料にたくさんの報告、事業というものが掲載されているのですが、これをどのように組織化して、意見をつけていくかというところが問題だと思います。</p> <p>しかしながら、各部局の方から、ご説明を個々に願うということとはなかなか難しいというふうにもお伺いしております。</p> <p>資料4の表で、質問を事後にとってというような形ではとのご提案をいただいておりますが、どのようにしたら良いかということについてご意見ございますか。</p> <p>そういうまとまりで意見をつけるのが、フィードバックといえますか、質問しやすいでしょうか。</p> <p>資料の右端の所管課の記載を見ますと、教育指導課、人権・男女共同参画課、それから、図書館、職員課、生涯学習課といったように、資料の1枚目だけでも、多くの所管課が記載されております。</p> <p>各関係所管課でまとめて、例えば、右側に「担当課」の記載をもってソートした表がありましたらいかがでしょうか。その方が、この課についての、この事業についての意見をというふうにすれば、書きやすいかとは思いますが。そのような資料を組み直す、順番だけ組み直すというのは、それほど難しくはないのではないかと思います。</p>
<p>○廣井委員</p>	<p>ただいまの吉田委員長からのお話でございますが、私は人権擁護委員として活動しておりますように、各委員とも様々な分野で「人権」というものに関わっていらっしゃいます。</p> <p>それぞれの所管課が実施されていることについて、具体的なものがないので、分かりにくいんですね。形式的なものだけを聞いても分からない。人権・男女共同参画課が新設されて、1年近くが経過しようとしているということで、多分、こちらの課が、私たち委員会と市とのパイプ役になるのではないかと思います。</p> <p>この人権・男女共同参画課が、これまでの各委員からのお話のように機能していくと良いのではないかと思います。この1年に関わられた事務事業において、具体的に、「こういうことがあった」というようなもの、それをお話いただくと、「こういう仕事をしているんだ」ということが、とてもイメージしやすくなると思います。</p> <p>それから、今後、推進委員会を進めていくにあたり、ただいま吉田委員長からお話がありましたように、教育指導課とか、個別の所管課ごとに取り上げていくのもいいとは思いますが、何か事例みたいなものを出していただいてやっていくのも良いのかなというふうに思っております。</p>

○吉田委員長	人権・男女共同参画課で関わられた具体的な事案ということですね。
○廣井委員	<p>簡単なものでも結構なのですが、いろいろ大変だったと思いますので、その辺をお話いただければ、私たちもイメージしやすいのですが。</p> <p>そういたしますと、これからの委員会において、何か聞くときに、具体的に、または、そういうお話を通してだと分かりやすいかなと思いましたので。</p>
○吉田委員長	<p>ただいまの件につきましては、ちょっとお待ちいただき、先に、どのように進めるかということを決めてから、お時間をとればと思います。事務局の方でも、所管課ごとに書いていくのは難しいと思いますので。</p>
○事務局【苅谷課長】	<p>テーマが、私ども、人権・男女共同参画課に関する事、例えば、男女共同参画関係とかでしたら、私どもでお答えできるのですが、高齢者の関係ですとか、障がい者の関係といったように、私どもが所管していない分野になりますと、所管課の職員に出席いただきませんと、こういう場での説明は難しいと思います。</p> <p>進め方によっては、必要に応じて、関係職員に出席いただくということもあろうかと思えます。</p> <p>本推進委員会を開催するに際し、委員会の進め方について、先進都市ということで横須賀市などにもお伺いしたのですが、横須賀市の場合は、分野を絞り、所管課職員の出席のもと開催しているということでした。</p> <p>他にも、県央の伊勢原市や厚木市にもお伺いしたのですが、そちらでは、委員からのご意見をお伺いして、全庁的に、必要であれば関係所管課の職員の出席をいただくということもあろうかと思えますが、基本的には所管課に文書ないし口頭で、「こういう意見が出た」ということをフィードバックし、所管課で検討いただき、反映できるものについては反映し、次の委員会で結果について報告するという形をとっているようでございます。その場合は、所管課の職員も状況により委員会に出席するといったような状況とのことです。</p> <p>ただ、全体的なこと、人権・男女共同参画課でお答えができるようなことについては、その時々で状況で異なるとは思いますが、必要に応じて関係職員の出席をいただくこともあり得るのではないかと思います。</p> <p>ただ、この推進委員会の進め方によって異なってきますので、その辺についてはご協議いただければと思います。</p>
○工藤副委員長	<p>この件は、日程と関わってくると思います。</p> <p>本日は、報告と「次回はどうしましょう」ということで終わってしまうと思います。</p>

	<p>せつかく、この委員会が設置されたのですが、他都市では、年に3回から4回程度開催されているのではないかと思います。</p> <p>日程をもう少し緩やかにして、「人権教育」「人権啓発」といった全体的な部分につきましては、事務局から説明いただけるかと思いますが、分野別施策の部分につきましては、少しまとめてもいいし、1回か2回、時間をとって、それぞれのところから、「どのようなことをやっているのか」「人権とどういう関係があるのか」ということで相互理解するような場も必要ではないかと思いますが。2回だけではちょっと難しいと思います。もう少し、委員会を開催できれば、もう少し具体的に becoming くると思います。</p> <p>昨年、小田原市内の某中学校で事件がありました。我々も、教育委員会を訪れたのですが、「全庁的にはどう思っているのだろう」という思いはありました。事件が起こると何かやらざるを得ないのですが、そうなる前にきちんと連携なり対策なりができればと思います。</p> <p>そのためには、「人権」の視点をもった所管課が全庁を指導していく必要があると思います。</p> <p>各自治体も事件が起こると、何か始めるのですが、事件が起こってからでは遅いんです。</p> <p>ですので、もう少し、委員会の開催回数を増やしていただければと思います。</p>
<p>○事務局【荻谷課長】</p>	<p>ただいまのご意見ですが、来年度の予算要求は既に終わっております、開催回数が増というのは、なかなか難しいと思います。</p> <p>次年度の予算計上の際にはいろいろと検討したいと思います。</p> <p>当初、人権・男女共同参画課の方で考えておりましたのは、取組状況についての進行管理ということで、有識者である皆様方のご意見・ご要望をお伺いして、それについて反映できるものは反映していくということで、定例的な委員会ということで考えておりました。</p> <p>また、他の自治体の進め方などを参考にして、横須賀市につきましては、ただいま工藤副委員長がお話されたような形で進めているかとは思いますが、他の自治体では定例的に開催しているような状況にございます。</p> <p>先ほど、畠山委員からもご指摘がございましたが、そういう進め方ではいけないと思うところもございます。</p> <p>来年度につきましては、予算の関係もございますが、規定の回数の中で進めさせていただければと思います。再来年につきましては検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>○事務局【橋本主査】</p>	<p>先ほど、人権・男女共同参画課はコントロールだというお話がございました。それで、人権指針を策定するときに、1年間という限られ</p>

た期間の中で、1回の会議の中で、女性の人権、子どもの人権といったように複数分野を扱い、関係所管課の職員を呼び、ヒアリングをするといったように進めていたのですが、これが、全課にまたがるような形になりますので、その場で自由にご意見をということになりますと、事務局側には何十人という職員が控えるような形になってしまいます。

また、人権に係る事務事業の予算と申しまして、各所管課が、例えば、保育課が、保育園整備の目的で実施する事業を、「人権」という切り口でまとめたものの集合体となっておりますので、推進委員会から寄せられた意見をもって全て予算化に結びつくのかといいますと、難しい部分がございます。

スケジュールの関係につきましては、決算の関係もでございますので、対外的に公表できる数字が固まりますのは、前年度決算が議会で上程された頃、9月から10月にかけてとなりますので、実績等の数字的なものを加味するとなりますと、開催は秋口になろうかと思えます。

また、指針ということですが、市によっては指針、いわゆるガイドラインだけではなく計画も策定しているようなところもあるようですが、「人権」の分野は、数値目標的なものがなじまない部分もございます。各所管課で「こういうことをやっていきます」として計画を策定されている自治体もございますが、県下自治体におきましては、指針で止めているところが比較的に多くございます。

これらを踏まえ、事務局側で考えておりましたのは、指針の体系ごとに、「こういった事業が展開されています」という記載を踏まえ、それぞれの専門分野をお持ちの各委員から、「この辺の分野はもう少し拡充する必要があるのではないか」とか、例えば、障がい者の人権に関して、二見委員から、現場の意見を踏まえての意見として、「市の施策としては、こういう展開が必要ではないか」といったように、大きな括りで、方向性をもってご意見をいただければ、そのご意見をもとに各関係所管課にフィードバックすると。

例えば、子どもの人権に関しても、青少年の関係、教育現場の関係もございまして、一つの分野と言いましても、所管課が複雑に関わってくるもございますので、「女性」「子ども」とか、あるいは、それぞれの「主要施策の方向」をもって、ご意見をいただければ、それを踏まえ、関係所管課ができるところから反映していくといったようなことをイメージしてございました。

先ほどの、[資料4](#)でございますが、所管課ごとにソートすることはできますが、結局、課と課が連携して対応している部分というのが見落としがちになってしまうという懸念もございます。

	<p>また、「子ども」という視点では、「こういった形で施策を進めていってはどうか」か、そういった感じでご意見をいただけると比較的、人権・男女共同参画課としても調整がしやすいという状況もございます。</p>
○島山委員	<p>委員会の開催回数について、予算がなくて2回開催ということですが、その予算というものは、我々の報酬のことなのですか。</p>
○事務局【苅谷課長】	<p>はい。</p>
○島山委員	<p>それだったら、無報酬でもいいと思います。</p> <p>現地視察なり何なり、2回はきちんとやるけれども、私はそう思いますね。</p> <p>それから、事務局側から出てくる情報、それはそれでいいと思いますが、我々は我々で「人権」の切り口というものを考えなければならぬと思います。</p> <p>事務局から出てこないようなこと。例えとして思いつくのは、子どもの成績について、小田原市の方で間違えたという話がありましたね。これは子どもの人権に関わるのでしょうか。そういったことを我々は議論しなければいけないと思います。</p> <p>また、市立病院で預かっていたお金が分からなくなってしまった。これは患者の人権でしょうか。これは違うと思いますが</p> <p>しかし、高齢者が老人ホームに預けていたお金がどこかに分からなくなってしまった。これは「高齢者の人権」に関わってきますよね。そういうことを我々は議論する必要があると思います。</p> <p>事務局では、そういう発想はないと思います。それをやるというのが半分で、あとの半分は事務局側から出されてきた資料に基づいたものをやる、そういうことをやらないと、委員会として意味がないと思いますね。</p>
○二見委員	<p>人権・男女共同参画課の役割というのは、一つは、指針に基づく人権施策の推進があります。身近な問題でなくとも、社会的に問題になりそうなことも含め、指針に掲げる内容をより具現化していくということがあると思います。</p> <p>もう一つには、相談を受けるということがあるのではないかと思います。こちらはどうなのでしょう。</p> <p>相談窓口として、様々な団体や個人から人権に関わるということで相談を受けることはないのでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。</p>
○事務局【苅谷課長】	<p>人権・男女共同参画課ということですので、男女共同参画関係などがあります。</p> <p>先ほど、申し上げましたようにDV関係として、「女性相談」を設け</p>

	<p>対応してございます。</p> <p>他には、「人権の総合窓口」ということで、どこの所管で受けて良いか分からないものは、人権・男女共同参画課が一義的な窓口として話を伺い、こちらで交通整理をして関係機関等につなげるなどいたしております。</p> <p>高齢者や障がい者につきましては、それぞれに相談窓口がございますので、そちらで相談に応じる体制をとっております。</p> <p>また、人権全般に関しては、人権相談の日などにおいて、人権擁護委員の方々に対応いただくなどしております。</p>
<p>○二見委員</p>	<p>私ども、小田原市障害者福祉協議会では、肢体不自由者に係る相談を主な事業としております。ここでは何千件という相談を、結婚や就職をはじめとしていろいろな相談をお受けしております。</p> <p>相談に対しては、適切にお答え、あるいは、取り次いでいくということをしておりますが、その中で、顕著な問題につきましては、障害者自立支援協議会というところに持ち上げて、皆でその問題を取り上げるということをしております。それを小田原市の施策等に反映していただくようなこともあるかもしれませんし、そのようなことをやったりしております。</p> <p>人権・男女共同参画課にあがってくる相談は、人権・擁護委員のところに行くのもあるでしょうし、あるいは市役所の関係窓口のところへいくのもあるということですが、例えば、寄せられた相談に対して、顕著な事例をあげていただき、どう解決していくのがよいのか、単に指針だけではなく、それらの問題をどう解決し、あるいは、啓発活動につなげていくのかということがあるかもしれません、そのような対応も、この委員会の役割の一つではないかと思っております。</p> <p>確かに我々は、与えられた問題だけを話し合っているだけではだめで、委員もさまざまな分野から集まっているわけですから、「私のところではこんな問題を抱えている」だとか、「どう進めていったらよいか」ということについて、議論できればとも思っております。皆さんのところで、相談がそれほどはないということでしたら、仕方ないことですが、どんな具合でしょうか。</p>
<p>○事務局【苅谷課長】</p>	<p>ただいま具体的なお話をいただきました。</p> <p>事務局の方で考えていたのは、小田原市としての人権施策の取組については、皆様にご報告して、ただいまお話がありましたように、「こういう取組はしていないのか」とか、「こういう取組を行う必要があるのではないか」といった意見をいただくということを主に考えてございました。</p> <p>会議開催について、年2回が多いのか少ないのかは別といたしまし</p>

	<p>て、それで足りない分につきましては、施策の取組については、時間も限られておりますことから難しいということで、人権・男女共同参画課の方で様式を用意し、後ほど、各委員からご意見をいただいて、それを所管課にフィードバックするというようなことを考えてございました。こちらにつきましても、形式的な部分がございますが、少なくとも皆さんのご意見をいただいて、それ市の施策として反映できるものは反映していくという形をとりたいと考えてございます。</p> <p>委員会へは、ただ報告するだけではいけないと思ってございますので、その辺は、各委員にご意見をいただきますが、これについて会議開催が2回というのが多いのか少ないのかは私の方でも何とも言えませんが、2回開催でも実りあるものはできるかと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
<p>○事務局【橋本主査】</p>	<p>この取組状況でございますが、課の数でいきますと結構な数になります。これについて、委員ごとに質疑をしていくとなりますと、相当な時間を要することになると思ひれます。</p> <p>私どもも、この場で「これはどうなっているの」と聞かれましても、答えることができる範囲には限界がございますので、質問用紙といひますか、あらかじめ個々の委員ごとに、気になる分野に関して、「この施策や、この分野についてはどうなっているのか」というような、様式を用意しまして、お寄せいただきましたものを事務局から関係所管課に一度投げかけし、所管課から事務局に戻ってきた回答を、この委員会に戻すという形で集約し、ご議論いただひてはどうかということ考えてございました。</p> <p>実際に、他市の会議録などを見ておひますと、委員会の場に、取組一覧が提出されまして、例えば、「足柄のお茶の葉が放射能の基準値を超えたとの報道がありました、こちらではどうなのか」といったような質問があり、事務局側も、具体的な数値等につきましても、会議の場では、事細かに回答ができないといった状況も見受けられました。</p> <p>この辺につきましても、限られた中でのやり取りだけでなく、文書でのやり取りも含めまして、その辺の整理をさせていただければと考えてございました。</p> <p>先ほど、ご意見のございました成績表の関係も、それは一つの意見として投げかけを行い、その橋渡しを、事務局が担うというイメージでございます。規模が大きくなりますと、それなりにマンパワーも必要になり、難しい点もござひますが、そのような形で対応してはどうかというのが事務局の考えでございます。</p>
<p>○吉田委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>委員長といたしましては、時間を見ながらご提案をしなければなら</p>

	<p>ず、甚だ、どうしたら良いものかと思っているのですが、ただいま、資料を拝見しましたところ、「人権教育・啓発の推進」が概ね、資料の3枚目までございます。そして、さまざまな課の取組が記載されてございます。その後、「相談・支援の充実」、「市民団体や関係諸機関との連携」がございまして、その後に、「分野別施策の方向」ということで、「女性の人権」から「さまざまな人権課題」まで続いています。</p> <p>各自、資料に、それぞれのまとまりごとにマークを入れていただき、次回までに、見ていただきまして、特にご質問があるような場合には、とりまとめていただくと。その内容に応じて、関係所管課の方のご出席を願ひ、回答をお願いすると。</p> <p>そして、今回は1時間30分ということで、時間も足りませんでしたので、次回でございしますが、皆様のいろいろとご予定があり、長くはとれないと思いますが、できるだけ長めにとりいただきまして、説明いただいた後に、若干、議論ができるような時間を確保していただくということではいかがでしょうか。</p> <p>初めて立ち上がりました委員会ですので、どのくらいの時間を要するかも、開催してみないと分からない部分もございます。</p> <p>とりあえず、「今後の委員会スケジュール（案）」にございましたご提案を活かす形で、資料をもとにご意見を聴取し、それで、どの所管課のご出席を願うのが良いのかを検討いただき、次回の委員会を長めに、充実した形で、開催するというのはいかがでしょうか。</p> <p>その際、提起されたもの以外も議論いただき、意見交換ができればということですが、いかがでしょうか。</p>
<p>○工藤副委員長</p>	<p>2011年度はもうそろそろ終わりですので、来年度どうするか。</p> <p>来年度も2回で終わりにしないで、もう少し幅をもって必要に応じて開催すると。必要があれば、ボランティアでも構いませんので、若干、幅をもって考えていただければと。</p> <p>2回だけではなく、必要に応じて開催しますということを考えても良いのではないのでしょうか。</p>
<p>○事務局【苅谷課長】</p>	<p>開催回数につきましましては、この場でお答えできないのですが、所管課の職員の出席を求めることにつきましましては、できるだけ人権・男女共同参画課の方で対応できればということでお話させていただきました。</p> <p>先ほど、畠山委員からも、形骸化しない委員会にするためには、関係所管課の職員の出席を求め質疑応答を行う、先ほど、実情というお話もありましたが、やはり実情を知らないと、委員会も形骸化してしまいますので、必要に応じて、関係所管課の職員が出席する形で進めていきたいと思っております。</p>

○島山委員	<p>関係所管課の職員の出席というのが大変だということであれば、まずは、人権・男女共同参画課が実施されているものについてやればよいのではないのでしょうか。「相談はどうしているの」「他のところとはどう連携しているの」とか、いろいろあるかと思しますので、それをやってみて、それから他のセクションで緊急性のあるものを、何か事件が起こったというならば、その所管課に来てもらうとかしたら、良いのではないのでしょうか。</p> <p>人権・男女共同参画課の関係なら、このメンバーだけで済むのですか。</p>
○事務局【荻谷課長】	<p>そういうことも事務局では検討させていただいております。</p> <p>来年度につきましては、人権・男女共同参画課で対応できる分野、男女共同参画など、「女性の人権」ですね。また、DV関係などがございます。</p> <p>また、小田原市では、現在、地域防災計画の見直しなども行ってございます。その中では、「女性の視点」が重要だということで、こういった分野にも人権・男女共同参画課としても関係してきます。</p>
○吉田委員長	<p>島山委員、それは、この場でお伺いするということですか。それとも、次回にということでしょうか。</p>
○島山委員	<p>他の所管課に迷惑をかけるようだったら、まずは、自らのところからやられてはということです。</p>
○吉田委員長	<p>どうしても必要ということでしたら、出席いただきますが。</p>
○島山委員	<p>個別のことをやるのでしたら、例えば、「女性相談」というものには、どのようなものがあるのかとか、自分で解決できなかつたら、県の女性センターにつなぐとか、男性に虐待されているのであれば、避難場所といますか、そういうところに連れていったりするわけですね。そういう事務をやっているのだから、そういうことを、人権の切り口から聞くということを、まずはやってみたらどうでしょうかという話です。</p>
○事務局【橋本主査】	<p>ただいまの進め方の件でございますが、横須賀市では、年度ごとに「女性の人権」と「子どもの人権」といったように、テーマを定めて開催している例もございますが、本市の指針の主要分野も11ございまして、一巡すると5年ほどかかってしまう形になりますので、それはそれとして、全体については、現状の資料で見ていただき、あとは、書面でもやりとりを踏まえながら、それにプラスアルファということで特定の分野を扱うということであれば、それは進め方にも絡んでいきますので、その辺の取り扱いにつきましても、ご議論いただければと思います。</p>
○事務局【荻谷課長】	<p>男女共同参画の関係は、私ども、人権・男女共同参画課の所管とな</p>

	<p>ります。また、DV関係につきましても人権・男女共同参画課が所管してございますが、例えば、DVの関係で議論いただくとなると、関係所管課で連携している部分もございますので、それぞれの関係所管課の職員にも出席いただく必要があるのかなと思います。</p> <p>これは小田原市に限ったことではございませんが、現在は、一つの課で、全てができるわけではなく、全庁的に、いろいろな課を超えて部局単位で仕事をしているという状況でございますので、内容によっては、関係所管課の職員の出席をいただく必要も出てまいります。その辺はご承知いただきたいと存じます。</p>
○吉田委員長	<p>スケジュールをいかにするかというのが難しいところでございますが、ただいま畠山委員が、また、工藤副委員長もおっしゃっていたのですが、いただきました資料をもとに分野割をしていただき、まずは、疑問がある点をピックアップしていただくことと、もう一つは、畠山委員がご提案のように、人権・男女共同参画課の事務事業に焦点を当てて進めてみて、プラスアルファの部分につきましては、質問の内容によりまして、関係所管課の出席を求めるような場合は、それで対応いただくということでいかがでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p>
※「はい」との声あり	
○吉田委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>廣井委員、先ほどの件は、次回送りでよろしいでしょうか。</p>
○廣井委員	<p>ただいまの進行の件に合わせていただければと思います。</p>
○吉田委員長	<p>それでは、議題（４）につきましては、以上で終わりにさせていただきます。</p>

(5) その他

○吉田委員長	<p>次に、議題（５）「その他」でございますが、委員の皆様から何かございますか。</p>
※発言なし	
○吉田委員長	<p>それでは、次回の会議日程及び次回の進め方につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
○事務局【苅谷課長】	<p>次回の会議日程でございますが、各委員からの個別質疑の対応、それから議会対応も踏まえまして、3月下旬、年度末ということで、現在、3月27日（火）の午前、それから3月29日（木）の午後、3月30日（金）の午後について会場の確保ができております。</p> <p>この3日間で日程調整いただければと思います。</p>
○吉田委員長	<p>ただいまのお話ですと、時間も若干かかりそうですので、午前中の開催というのは難しいと思いますので、3月29日（木）ないし3月30</p>

	日（金）の午後につきまして、各委員のご予定はいかがでしょうか。
※日程協議	
○吉田委員長	<p>それでは、3月30日（金）の午後ということをお願いしたいと存じます。</p> <p>次に2点目の個別詳細質疑に係る質問様式についてですが、こちらにつきましては、事務局から送付いただけるということによろしいですか。</p>
○事務局【苅谷課長】	追って、各委員に質問様式を送付させていただきます。
○吉田委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもしまして、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>また、円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。</p> <p>今回は、3月30日（金）の午後を開催するというので、事務局より書面にて通知させていただきます。</p> <p>欠席された委員につきましては、事務局から関係資料の送付と会議結果の送付をお願いいたします。</p> <p>これをもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>